

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	教育総務課
委 託 業 務 名	仰木の里小学校火災受信機落雷故障による緊急取替業務
委 託 業 務 場 所	大津市仰木の里四丁目
概 要	火災受信機緊急取替業務
契 約 期 間	令和 6 年 8 月 8 日から 令和 6 年 9 月 3 0 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 8 月 8 日
契 約 金 額	2, 0 9 0, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市滋賀里一丁目 9 番 3 号 〔名 称〕 ニッタン株式会社 大津支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	仰木の里小学校の自動火災報知設備についてはニッタン株式会社による製品が設置されている。今般、落雷が原因と考えられる火災受信機の不良が発生したことから、緊急でこれを取り替える業務を行う。 本業務は、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施行させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の業務である。万が一の場合の過失責任が不明確とならないよう、ニッタン株式会社と随意契約をするもの。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。